

平成 29 年度第 4 回船橋市行財政改革推進会議 会議録

日 時	平成 29 年 11 月 20 日（月）14：05～16：20	
場 所	船橋市役所本庁舎 9 階 第 1 会議室	
出席委員	武 藤 博 己 谷 本 有美子 大 野 敬 三 佐 藤 主 光 沼 尾 波 子 日 吉 淳 本 木 次 夫	法政大学大学院公共政策研究科 教授 公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター 研究員 法政大学人間環境学部 兼任講師 市民委員 一橋大学国際・公共政策大学院経済学研究科 教授 東洋大学国際学部国際地域学科 教授 株式会社 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 ディレクター/プリンシパル 市民委員
推進本部員等	山 崎 健 二 尾 原 淳 之 大 石 智 弘 杉 田 修 笹 原 博 志 栗 林 紀 子 高 橋 潤 弐 大 竹 陽一郎 森 昌 春 須 田 一 弘 小 栗 俊 一 度 会 益 己 安孫子 勉	副市長（船橋市行財政改革推進本部副本部長） 副市長 建設局長 企画財政部長 総務部長 教育委員会管理部長 下水道部長 企画財政部政策企画課長（作業部会長） 企画財政部財政課長 企画財政部財産管理課長 総務部職員課長 教育委員会管理部教育総務課長 下水道部下水道総務課長
事 務 局	政策企画課 財政課 財産管理課 職員課 下水道総務課	平野課長補佐、松本計画推進係長、 尾崎行財政改革推進係長、藤野主任主事、 染谷主事、吉田主事、毛取主事 小澤課長補佐 今井財産管理係長 渡邊課長補佐、岡部課長補佐、水島人材育成室長、 大塚組織定数係長、板松給与係長 樫尾課長補佐、進藤総務係長、高橋主任主事
次 第	1. 議題 （1）受益者負担のあり方について② （2）歳出について （3）人件費について 2. その他	
傍聴者	3 名	
会議の公開・非公開の区分	公開	

開会（14時05分）

○事務局（政策企画課課長補佐）

それでは、お時間となりましたので、ただいまより平成29年度第4回船橋市行財政改革推進会議を開催させていただきます。

本日もお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。議事に入ります前の進行を務めさせていただきます平野と申します。本日もよろしくお願いいたします。

まず、本日の資料を確認させていただきます。お手元の書類を一緒にご確認のほどお願いいたします。

まず、資料1「平成29年度第3回船橋市行財政改革推進会議意見要旨」、資料2「受益者負担のあり方について②」、資料3「歳出の状況について」、資料4「人件費について」、以上4点でございます。資料に不足がございましたらお申し出くださるようお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、毎回になりますが、マイクの使用方法でございます。ご発言の際にはお手元のスイッチを押していただきまして、ご発言が終わりましたら再度スイッチをお切りいただくようお願いいたします。

また、お手数ではございますが、ご発言の都度お名前をおっしゃっていただきますよう、あわせてお願いいたします。

続きまして、本日の委員の出席者についてご報告いたします。本日、佐藤委員より、開始時刻におくれてご到着される旨のご連絡をいただいておりますが、現時点で、委員7名のうち過半数を超えるご出席をいただいておりますことから、船橋市行財政改革推進会議設置要綱第5条第2項に規定されております会議の開催要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、会議の公開・傍聴についてご説明させていただきます。本会議につきましては、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。

また、傍聴につきましては、傍聴者の定員を10名として市のホームページに掲載させていただきましたことをご報告いたします。なお、本日3名の傍聴希望者がいらっしゃいますことをあわせてご報告いたします。

それでは、船橋市行財政改革推進会議設置要綱第5条第1項の規定に基づき、議事の進行につきましては、これより会長をお願いいたします。武藤会長、よろしくお願いいたします。

○武藤会長

それでは、議事に入る前に、傍聴者に入場していただきます。

（傍聴者入室）

○武藤会長

傍聴者の方は、受け付けの際にお渡しいたしました「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

まず最初に、前回の会議の要旨について、事務局より報告してください。

○事務局（政策企画課課長補佐）

事務局でございます。

それでは、前回、10月30日に行われました第3回船橋市行財政改革推進会議の意見要旨につきまして、ご報告いたします。

資料1をご覧ください。前回の会議におきましては、「歳入の確保について」を議題としていただきました。

まず、会議前半におきまして、船橋市の市税の状況や債権一元化の取り組み等についてご意見をいただきました。当日の主なご意見につきましては、こちらの資料1にまとめさせていただいておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

市税等に関しまして会長に最後にまとめていただきました総括といたしましては、現年分の徴収率を向上させる取り組みについてまだ余地があり、今後もっと強化していく必要があること、また、滞納整理等につきましては、マンパワーによるところが大きく、集中的な人材投入やアウトソーシング等の活用の検討が必要であること、また、今後、職員の専門性の確保、人材育成が重要であるといった趣旨のお話をいただいております。

また、資料の裏面に行っていただきまして、会議の後半におきましては、財産収入及び諸収入の議題となっております。ご意見といたしましては、公的不動産の有効活用を考えていく上での民間提案の活用、また、中長期的なビジョンを前提とした財産の活用方針の必要性、また、諸収入を確保する取り組みを住民参加型の体制づくりのきっかけとし、啓発活動の一環とすることなど、幅広いご意見をいただいております。

以上、簡単ではございますが、前回会議の意見要旨のご報告につきましては以上でございます。

○武藤会長

ありがとうございました。

事務局からの報告は以上になります。

1. 議題

(1) 受益者負担のあり方について②

○武藤会長

それでは、本日の議題に移ります。

1つ目の議題は、「受益者負担のあり方について」の2回目として、下水道事業について説明をしてもらいたいと思います。下水道使用料については、前回の会議でも話が出ていましたが、市の受益者負担の中でも大きなウエートを占めているものです。また、公営企業会計の導入など、今、制度としても大きな転換期を迎えています。今日は、市の下水道事業の状況や今後の公会計化により何が変わるのかといった点などについてご説明いただき、皆さんに意見を交わしていただければと思います。

それでは、所管課のほうから資料の説明をお願いします。

○下水道総務課長

下水道総務課長でございます。本日はよろしくお願いたします。

下水道事業についてですけれども、下水道の仕組みのところでもわかりにくいところもございますが、できるだけわかりやすく説明いたしますので、よろしくお願いたします。

まず、1ページ目をお開きください。船橋市の下水道事業の概況ということで、今現在、船橋市の下水道事業の人口普及率は、平成28年度末現在で84.3%まで来ております。今後の整備目標といたしましては、平成32年90%、平成36年95%を目標としております。右側の表にもございますように、14年から見ますと年々上がってきておりますけれども、一番右に①、②という形で目標値まで設定しております。

船橋市の下水道は、地域、地形を考慮して、5つの処理区に分かれて処理をしております。その処理の仕方について、5つに分かれているものが下の図にございます。処理方式としましては、合流式、分流式、両方とも処理方式として行っております。

2ページ目をご覧ください。これは下水道事業の主な費用とその財源を示しているものでございます。下水道事業費は、主に建設費と管理運営費ということで分かれております。建設費につきましては、国庫補助金、市債、一般会計繰出金、受益者負担金で賄っております。管理運営費につきましては、雨水は一般会計繰出金、汚水につきましては下水道使用料、ここで公費・私費という原則のお話が出てきます。

次のページをご覧ください。3ページです。ここに費用負担の原則のお話を載せさせていただいております。

雨水につきましては、自然現象に起因するものでございますので、公費負担としております。汚水につきましては、受益者が特定できるということで、原則私費ということで、下水道使用料で賄うという形になっております。

4ページ目をご覧ください。総務省が示す汚水処理経費に係る公費負担水準というものが上段のほうに書かれております。汚水処理経費を見ますと、先ほどご説明しましたけれども、維持管理費と資本費という形で分かれております。収入を見ますと、下水道使用料と公費という形で分類されております。この公費という部分と下水道使用料というところの分け目のところが総務省のほうで示す適正な使用料金ということで、20㎡3,000円、1㎡当たり150円というものを基準にしております。この公費という部分については、基準内の一般会計からの繰出は繰出基準に定められているものになります。総務省が示しているものに対しまして、今、船橋市の現状はどうなっているかと申しますと、下の表をご覧ください。

下水道使用料が146.9円ということで、150円に満たない部分がございます。この部分と150円の差について、基準外の繰出という形で1億6,000万円ほど繰り出していただいております。先ほどご説明した総務省の基準である基準内繰出ということで、14億1,000万円ほど基準内繰出をいただいております。

5ページ目をお開きください。これは船橋市の下水道使用料について改定状況を示したものでございます。平成6年に金額の設定がされておるのですがけれども、その前からございます。12年に改定を一度させていただきまして、階層別のところまで金額を上げております。その後、18年には基本使用料金というものを設けまして、10㎡のところを細分化することによって、1㎡当たり、2㎡、3㎡と使った分だけを支払う形に分けていますので、実質の値上げではございません。その後、22年、26年にも検討はしておるのですがけれども、財政当局との話し合いの上、据え置くという形をとっております。

6ページ目をご覧ください。下水道使用料の収納率及び収入未済額の推移でございます。一番上の折れ線グラフですがけれども、98.6%ということで28年度のところは示しておりますが、これは現年分の収納率でございます。下の紫色のグラフになりますけれども、こちらが過年度分の収納率になり

ます。そのほか、過年度分の収入未済額や現年度分の収入未済額が載っております。

7 ページ目をご覧ください。これは水量別の調定状況をお示ししております。ピンクの棒グラフが収入額となります。水色の折れ線グラフが件数となります。ここで緑で囲っている部分を一般家庭と想定しますと、右の表を見ていただくとわかるのですが、「累計割合」というところに「件数」と「金額」という欄がありますけれども、この見方としては、件数のところに 71.3%、金額のところには 29.5%と書いてあります。7割ぐらいの件数で3割ぐらいの収入を賄っているという見方でございます。

逆に、下のほう、たくさんお水を使っているほうを見ますと、500 m³ぐらいまでのところを見ますと、0.3%の件数の中で20億円ぐらいをいただいているという形式が見れると思います。

8 ページをご覧ください。こちらは下水道使用料の他市間比較というものになります。20 m³、40 m³、60 m³、100 m³、160 m³とございまして、中核市 48 市との比較を見ていただきますと、60 m³ぐらいまでのところにつきましては、中核市平均を下回っている傾向が見られます。100 m³、160 m³を見ますと平均を超えているということが見えますので、先ほど申したように、少ない量のお水の方については安め、たくさんお使いになると高めということが見えるのかなと思います。

9 ページをご覧ください。これは、総務省の示す基準、20 m³ 3,000 円をもちまして比較した表になります。中核市で見ますと、私ども、今、2,698 円になりますので、当然、総務省の示す基準、3,000 円を下回っている状況にございます。順位的には30位ということになります。

10 ページをご覧ください。地方公営企業法のお話が会長のほうからもございましたけれども、総務大臣通知にもございますように、27年から31年の5年間を集中取り組み期間とし、下水道事業を地方公営化していくというお話です。人口3万人以上の団体に要請がございまして。私どもも平成30年4月に法適用への移行を予定しております。

ここで、企業会計へ移行することにより影響が2つほどございまして、そのご説明をさせていただきます。11 ページをご覧ください。

まず、1つ目の影響として、資本費平準化債の借入限度額が減少することによる繰出金の増加ということがございます。資本費平準化債の仕組みは、物をつくったときに、資産として45年ぐらいの耐用年数があるにもかかわらず、借り入れをした場合に30年でお返しするという形になっております。この15年間の差を埋めるために資本費平準化債の制度がございまして。船橋市もこの制度を活用して資本費平準化債という借り入れをしております。

下の表をご覧ください。現行と移行後で仕組みが少し変わりますが、現行は減価償却費相当額を示すという形で計算式がございまして。企業会計に移行しますと資産が明確になりますので、減価償却費というものが明確になります。この差で、資本費平準化債額の借入限度額に差が生じます。企業会計に移行しますと限度額が下がってまいりますので、借入額が少なくなるということでございます。

12 ページになりますけれども、実際に影響額として出ますのが、29年から30年、11億円ぐらいの差ということで出ております。その後も、大体11億円ぐらいの推移で影響が出てくると想定しております。

13 ページをご覧ください。こちらは、影響の2としてございまして公費負担額、単価で示したものでございます。先ほど、現行の下水道使用料、146.9円をお示しさせていただきました。150円との差は3.1円でございます。この部分が基準外繰出ということでご説明をさせていただきました。28.6円というのは基準内の繰出でございます。これが移行後になりますと税抜き処理とする会計になりま

す。その影響で、当然、下水道使用料も 146.9 円から 136.1 円ということで変わってきております。この差が、税抜き、税込みに影響されない 150 円との差のところできくなる、13.9 円というふうに広がってしまうという影響がございます。

14 ページをご覧ください。こちらは汚水処理経費の財源内訳です。今の基準内、基準外を含めた下水道使用料との関係をグラフにしたものでございます。29 年から 30 年のところで大幅に汚水処理経費も高くなります。税抜きの関係で下水道使用料も少なくなっております。ここで基準外の繰出が後年度も大きくなるということがわかると思います。

15 ページ目は、使用料算定にかかわる要素として検討しなければいけない項目を挙げさせていただきました。これだけの項目がございますので、検討には時間がかかるものと考えております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○武藤会長

ありがとうございました。なかなか難しい内容であります。ただいまの説明について、ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

下水道ですが、今、財務省の財政制度等審議会とか、この間あった行政事業レビューでも話題であります。

ポイントが 2 点あって、1 つは、まさに今の使用料の水準で、経費回収率みたいな言い方をしますが、こちらで言えば、まさにコストに対して十分な使用料を取っているのかどうか。船橋市さんの文脈で言えば 3.1 円分ということになると思いますが、この部分をちゃんと取らないと受益者負担に則さないという議論と、あと、これは船橋市さんでどういう位置づけになるのかわからないのですが、広域化とか ICT 化とか、あるいは場合によっては民間委託とか、この辺によって全体として経営の効率化を促していく必要があるのではないかと、この 2 点だと思います。

多分やらざるを得ないことだと思いますので、現行制度を前提にすれば、この 3.1 円分は、今後、段階的でもいいですから、解消の方向で進めていかなければいけないのかなと思います。

他方、気になるのは 6 ページのところ、未収入金がありますので、これは前回の債権回収機構の話と同じでありまして、やはりちゃんと取るという姿勢は見せない、単に料金を値上して、「払っていない人間のツケまで俺たちは払わされるのか」ということになってしまいますので、あわせて未収入金の回収に努めていくという、この 2 つを同時にやっていく必要があるのかなと思います。

○武藤会長

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。日吉委員。

○日吉委員

今の佐藤先生のお話もそうなのですが、当然、歳入側の料金の改定は必須だと思います。

もう一つは、維持管理と資本費の内容が適正かどうかというところがポイントになるかと思えます。今日は資料にないので、維持管理費ですとか資本費は、多分、設備更新とか投資の部分だと思う

のですが、こういったものが例えばm³当たりで他市と比べて適切な表示なのかというあたりも、ぜひ議論できればと思います。

それから、下水道については、先ほど佐藤先生からお話がありましたように、民間委託がかなり進んでおりまして、最近ですと浜松市でコンセッション事業ということで、完全に民間のほうに運営権を譲渡するというようなやり方もあります。すみません、これはうろ覚えなので確かではないかもしれませんが、民間に運営権を譲渡することで逆に 20 年間で二十数億円の収入を得ています。ですから、こういった民間委託を場合によってはさらに進めて、コンセッションといったものもぜひ検討いただければと思います。

○武藤会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○谷本副会長

下水道は全くの素人ですので、シンプルに質問ということで、市民の目から見たらこれは疑問かなと思ったところから聞かせていただきます。

1つは、これまで船橋市さんが使用料をなぜこれだけ抑えてずっと運用をされてきたのか。恐らくその理由があることかと思しますので、それをぜひ教えていただきたいということと、先ほど、ご説明の中で、平成 22 年度、26 年度に料金の値上げを検討されたのだけれども、財政との関係で据え置こうという話になったということなので、これも恐らく何か理由があつてということだと思いますので、これまで値上げを検討されてきながらも、なぜできなかったのか、そういったところも含めてご説明をいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○武藤会長

お願いします。

○下水道総務課長

改定の経緯のところですけれども、22 年度、26 年度と検討をさせていただきました。この検討の仕方ですけれども、大体 4 年スパンで考えていまして、未来の 4 年間の収支をどのように賄っていくかというところの点です。ここで言いますと、私ども、今、基準内繰入というものもあります。基準外のお話もしました。この基準内、基準外をどうするかという検討は、正直していませんでした。ですけれども、要は、収支の中で賄っていくか、平準化債を借り入れながらも 4 年間の中の 1 年単位をやっているかどうかという検討の中で、その年ごとに繰り出していただける額の検討を財政当局とさせていただきながら、据え置いてもできるでしょうという判断をしてきたということになります。ですので、今回のような細かいところでの受益者負担のあり方という部分での検討はしてこなかったというのが実情でございます。

○谷本副会長

そのときに、今、そういう意味では制度が変わってきて、さっきおっしゃっていた資本費平準化債の額が変わってきてということを見越したときに、受益者負担を増やしていかなければいけないとい

うお話の流れなのかなというふうの一つ理解したのですが、その際に、受益者負担を考えたときに、すごく素朴な疑問で大変申しわけないのですが、建設費も受益者負担の計算の基礎になるわけですね。例えば2ページ目の資料だと、受益者の負担金というのがこの中に込められていますけれども、実際、市内の下水道普及率は今 84.3%という数字が出ていて、そうすると、まだこれから整備をしていく費用もここに組み込まれていく、つまり、もし 100%を目指すなら、残り 15%分は当然建設費もこの中に込まれていくわけですね。そうすると、既に下水道を利用されている方が、これから下水道を利用されるであろう方の建設する部分を負担するという話になってしまうのではないかと、すごく素人的に見るとそう思うのですが、それはあり得ない、別の計算枠なんだというふうに理解してよろしいのですか。

○下水道総務課長

今の建設費のお話で言いますと、これからつくる費用は入っていません。実質、この建設費というものは、つくったときに市債という形で借金をします。現状、その借金をお支払いする公債費というものがベースになって維持管理費の中に入ってきます。ですので、これからつくるものも使用料の中で賄うという形にはなっていません。実際につくったものに対して、実際にお使いになった人たちが使用料としてお支払いいただくという形式になっております。

○佐藤委員

でも、結局、将来的には上がるわけですね。だから、確かにこれからつくる分について前倒して今の利用料金に反映させるわけではないけれども、つくった後に公債費の償還をするので、そのプロセスの中では使用料金の中に含まれていくわけで、それは、多分、津々浦々船橋市のどこに住んでいようと、使っている限りにおいては払うことになるので、タイミングの問題であって、結果的には織り込まれていくということになりますよね。

○下水道総務課長

将来的なお話で言えば、公債費というものはずっと続いていきます。先ほど申したように、30年というふうにお支払いをしていくということがありますので、その部分については将来的には出ていきますけれども、現行、4年ごとのスパンということで考えれば、そのときに発生する公債費というもので維持管理費等を考えていますので、そのときにかかる使用料としては、そのときにお使いになっている部分についてお支払いをいただくということで私たちは理解していますけれども。

○谷本副会長

そうすると、つまり、市民の方が今利用して下水道使用料として払っている分には、これまでその方がお使いになる前提で整備してきた公債費の返還の分も含まれているということで理解してよろしいですか。

○下水道総務課長

それはそのとおりでございます。

○谷本副会長

そういう意味では、値上げとなったときに、どういうふうに市民の方に説明していくのか、今ここでご提示いただいているような形だとすごく複雑で説明が難しいので、つまり、これから利用料金を上げるに当たって、この料金の中にはどういうものが含まれていて、これまで市として低い基準でやってきたけれども、上げていかなければいけない理由として、きちんとそういった仕組みを、こういう大がかりな仕組みではなくて、皆さんの利用料金がどういう形になっているかを解説するような形をおつくりいただいたらいいかなと思いましたので、素人の質問で恐縮ですが、よろしく願いいたします。

○下水道総務課長

ありがとうございました。

○武藤会長

沼尾委員。

○沼尾委員

ご説明ありがとうございました。

まず、基本的な確認なのですが、今の下水道の接続率を教えてください。

○下水道総務課長

91%ぐらいをずっとキープしております。

○沼尾委員

都市部のほうが接続率が高いのですが、未接続のところの取り扱いをどうするかということが一つあります。下水管が来ていても接続しなければ下水道料金は払わなくていいので、その部分を仕方ないとするか、多分、接続をお願いされているのだと思いますけれども、そこをどうするかということがあります。それから、これから整備をしていくところに対して、下水道でいくのか合併浄化槽でいくのかということ、コストとの見合いと、総合的な料金負担との見合いで考える必要があります。これから人口はまだしばらく増えていくということですが、今後の人口推計、そして今、水の使用量が減ってきている中で、今後そこをどう考えて推計されているのかを教えてください、というのがまず1点目です。

それから、1ページ目の資料を見ると、公共下水道は、合流式、分流式、流域で入っていて、相当複雑な状況で対応されていることが分かりましたし、近隣市町村の料金との関係で、なかなか船橋だけ上げにくいといった事情があると思いますけれども、近隣の市も20 m³で3,000円以下になっているので、連携を図って料金引き上げを考えることを含めた検討がされてもいいのではないかと思いますのが2点目です。

それから、3点目として、最後のところで、15ページの下のところでは生活保護受給世帯減免の話があって、これは、結構いろんな自治体さんで下水道料金について生活保護世帯には負担を求めているのですが、これが実は、扶助費として保護費の中に下水道料金も含まれているじゃないか、保護費支給と料金減免の二重支援になっているじゃないかという話があります。それに対し、保護費には下水道料金分は、入っていないという議論もあります。ただ、この生保世帯の減免を取りやめようと

いう自治体も出てきているので、そのあたりの検討をどうしていくのかというところが課題になるのかなというふうには思いました。

とりあえず、そんなところです。

○下水道総務課長

まず、接続率のお話の後、まだ未接続のところのお話があったと思います。これは、条例等で供用開始から3年以内に接続してくださいというふうに定めております。市民の方には3年間の猶予みたいなものがございまして、3年後に私どもも未接続世帯をリストアップしまして、水洗化指導ということで、ぜひおつながりくださいというようなお事はさせていただいております。それによって解消を図っているところがございますけれども、宅内の接続工事は自己負担という部分がございますので、なかなかそこに結びつかないというところもあります。ただ、努力はしております。

また、接続のときに、補助制度ではありませんけれども、無利子貸付という40回の均等払いの形で貸付の制度を活用していただいております。

整備の今後の予定のところのお話ですけれども、先ほどお話しさせていただいたように、36年度末95%という目標を掲げております。ここは、市街化区域の概成ということで、市街化区域については、ここまでは目標値として終わらせましょうというふうに考えております。ですので、あと住宅がどのくらいあるとか、少し少ない住宅のところについては今後の検討になっていくのかなと思うので、今の段階ではまだ検討はしていません。

生保のお話があったと思いますけれども、これは、今、基準外の繰出という形で市の施策として行っている状況です。先ほど先生がおっしゃられたように、光熱費の中に含まれるか含まれないかという議論は確かにございます。ただ、私どもは、二重給付になっていないという考え方の中で、基準外で市の施策として行っております。

○沼尾委員

ありがとうございました。

もう一点ですけれども、先ほど、佐藤委員からも民営化の話が出てきていて、今、いろんなところで民営化という議論もありますけれども、これだけ複雑に外とのつながりもあって、やりにくい部分もあると思いますが、民営化とは別に、市が直接やることのメリット、特に料金徴収のメリットもあるのかなというのは、例えば、さっきの滞納整理のような形での一元化が可能だというような議論もあります。

もう一方で、地域コミュニティが強いところでは、料金徴収について、それぞれの地域コミュニティにメーターチェックを委託して、同時に例えばひとり暮らしの高齢者の見守りもやりながら、実際のどのくらい水が使われている、使われていないという使用料チェックを委託をする取り組みも行われています。これにより、コミュニティに一定の収入が入り、それがまた地区の活動に充てられています。このように単に下水道は下水道だけというのではなくて、トータルに地域の中のインフラの維持管理と、そこで顔の見える関係をつくって、暮らしを回していく仕組みを上手につくっているような市もあるので、どういうふうに運営コストを下げつつトータルとして収納率を上げていくのかというのは幾つか手法があるのかなと思います。船橋市流の望ましい形を模索していただきたいと思いました。

○武藤会長

では、その点のご意見ということでよろしいですか。

○沼尾委員

はい。

○武藤会長

本木委員、大野委員、いかがですか。

○本木委員

本木です。先ほど、接続率の話がありましたけれども、私どもの地域も、つい最近、この5～6年ぐらいの中で、分流式で公共下水道のエリアに入ってきた。ところが、先ほどの未接続の家庭が散見される。これに対して、どうして5年も放っておいていいのかという声が市民の中から出ているんです。何回も私は担当課のほうにもお尋ねをしているのだけれども、強制的な担保はない。そうすると、建設費などは公共下水道のエリアに入るときにみんな公平に負担をしているのだけれども、そのまま今までのところへ流しているということは、せっかく分流式の方式をとっていながら、その目的が果たされていないことになるではないか、こういう視点からもいろいろと市民から意見が出ている。この辺をもう少し、強制ということではないけれども、しっかり計画の段階からそのエリアに説明をして、そして、接続率を上げていく。私はこうして未接続率が10%近くあると今初めて知りましたけれども、今、市民の声として、そういうふうなものが強いということだけは申し上げておきたいと思います。

それから、もう一つお尋ねしたかったのは、人口普及率で下水道の普及率は出していますがけれども、1ページに、整備済み面積というのが4,510ヘクタールある。そうすると、面積というのは全然関係ないのかなど。行政面積が8,562ヘクタールあって、その中の何ヘクタールぐらいが計画面積になっていて、その中の何%が整備済みのものであるのかという、この辺はないのでしょうか。それだけ確認させてください。

○下水道総務課長

計画面積ですけれども、7,110ヘクタールでございます。

○本木委員

全行政面積の八十数%ということになりますか。

○下水道部長

下水道部長でございます。下水道の計画につきましては、市域全域が下水道という形にはなっておりません。主に北部地区はまだ下水道の全体計画区域には入っておりませんので、その部分を除いた面積が7,110ヘクタールという形になっております。

○本木委員

わかりました。

○武藤会長

大野委員はどうですか。

○大野委員

私は本当によくわからないのですが、まず、船橋市さんのほうで、決められた基準より 3.1 円低く取ってきた。それを取らなければいけないとなるのはなぜなのか。本当に単純な質問です。

それから、2 点目ですが、会計方式を変えたら、借入金の基準が早く償却しなければいけない。早く償却するという事は、それで借入れをしてみんなから集めていくということは、償却が終わった段階では次に何が起こってくるのですか。つまり、今まで 45 年で償却していたものが 30 年で終われば、15 年間というあきが出ますよね。そういう考えになったときに何ができるのですかというようなこと、その辺がよくわからないので。

私も、実は新しいところに住んで、下水組合をつくって、お金を払ってつくっていただいて、償却して、そして、料金を払っているのですが、こういう話が出てきたときに、もともと自分のところの浄化槽を直しながらやってきたのだけれども、浄化槽でやれるところだったらそれで済んでしまわないのですかというような単純な疑問があります。この辺について、わかるように説明をしていただければありがたいし、また、私レベルの者はみんなそう思うのではないかと思うのです。ですから、その辺の説明をしていただけるとありがたいと思います。大変申しわけありません。わからない質問でごめんなさい。

○武藤会長

いかがですか。

○下水道総務課長

まず、これは単価でして、3.1 円ですけれども、基準外と示している単価で言うと、150 円に満たない部分が 3.1 円ございますということですが、その基準外で今賄っていただいている部分については、総務省が示す適正な料金というものが示されているというところでの差のところだけなのです。ですから、これをどうしても市民に負担させなければいけないということではなくて、これは、あくまでも適正な料金まで市民に負担していただいたほうがいいでしょうという、ある意味、基準的な部分のお話だと理解しております。

また、資本費平準化債のところのお話で、資本費平準化債というのは、先ほどちょっとご説明しましたけれども、もともと、物をつくったときにお借りしたお金の返済期間が 30 年というふうにして、今、公債費の返済をしております。しかしながら、例えば、管渠ですとかそれぞれの資産には耐用年数というものがあるって、その耐用年数を大体 45 年で考えますと、15 年間分早く償還をするという意味合いになってしましまして、その残った期間を新たに平準化債という借入れをすることで平準化するといいますか、45 年間の耐用年数に対して公債費を平準化するという考え方の制度なのです。ですから、借入れについては、制度の中で借り入れている平準化債という借金になります。これは、繰入金を抑制するという考え方が一つあるのですけれども、結局、公債費を後年度に先送っているというものでもございます。そういう制度でございます。

それから、下水道の仕組みのお話ですが、委員おっしゃるように、浄化槽で処理しているこ

とは、公共下水道事業に入っていないところについては当たり前のように行われていますので、それを否定するものではございません。ですけれども、下水道のいいところは、処理場において、窒素やリンなどの高度処理ができて、汚れたお水をよりきれいにするという役割ができます。そういったものを公共事業としてやっているという部分ですので、私ども、一斉に公共事業として整備をしていくということのお願いを市民の皆様説明会の中でしているような状況でございます。

説明になっているかどうかわかりませんが、すみません。

○山崎副市長

副市長でございます。私のほうからこういうことを言うのは変ですけれども、今、大野委員がおっしゃられたのは、本来、150円を取るという根拠すら何だかよくわからないと。今の発言だと、国が処理単価を150円と定めているから150円まで取るのだというふうに私には聞こえてしまったのですが、本来、総務省は150円と定めているのですが、船橋市の汚水処理単価はもっと高いですよ。だから、少なくとも受益者負担として国が定めているところまで、150円までは徴収の範囲として考えましょうと全国の自治体でやられているものですから、本当はうちはもうちょっと余分にかかっているけれどもということで、その辺は、事務局、よろしければこれで確認をさせてもらいたいだけども。そうでないと議論がおかしくなってしまうので。大丈夫ですか。

○下水道総務課長

先ほど説明したように、処理原価自体は178.6円というところで28年度の決算でございます。

○山崎副市長

以上でございます。

○佐藤委員

今の点ですけど、4ページの表のつくり方と、先ほどから議論になっている資本費平準化債の11ページですが、ちょっと説明の仕方を変えたほうがいいかもしれない。大事なのは、やはり原価に対して、それに見合う使用料を取っているか否かの問題であって、総務省の基準は実は関係ないです。船橋市さんの単価が178.6円なら、本来、178.6円取らなければいけないです。そうでないと回らないですよ。結局、じゃあ、使用料で取らなかった分はどうなるかといえば、何のことはない、繰出金になるので、税金になるので、結局、納税者が払うので、利用する方も船橋市民ですし、納税者も船橋市民なので、結局、船橋市民の負担になると言っているにすぎない。

これはこの間の国民健康保険の話と同じであって、ただ、下水道を使っていない方も含めて払っているというところは違うのですが、だけど、結局は市民の負担になっているのだということ、そこは言わないと、繰出金が多いほうがいいじゃんという話になってしまうので。

ですから、大事なことは、原価に見合う使用料を取れるかどうかであって、それで、さっきの話になると、今度は、逆に言えば原価が高過ぎるのではないか、それを下げる方策はないのですかという議論が一方ではあって、それが月並みな言い方では、広域化であり、ICT化であり、議論はありますけれども民営化ということになるので、経営の効率化というものをやれば一方では原価は下げられる。ただ、ルールとしては、原価に合わせた下水道料金の設定が必要だという気がします。

というわけで、説明の仕方として、3,000円の例は具体的でいいのですが、むしろ船橋市さんの実

態に合わせた表をつくられたほうがいいのかなど思ったのと、11 ページもわかりにくいなど思ったのですが、何のことはなく、要するに、今、料金設定のベースにするときの減価償却費相当額と言われる部分と企業会計に移行したときの減価償却費、これに乖離があるということがポイントだと思います。

ただ、この図を見ていて素朴に不思議になったのは、本来、減価償却費は設備投資の金額なので、それを越えて元利償還費があるというのはどういう状況なのか。図としては、例えば、10 億円のものをつくるときに 12 億円か 13 億円借りましたと言っているような説明になってしまう。何かもう一ひねりあるのではないかと思ったんです。そうでないと、費用を余計に借りているような話になってしまうので。あるいは、現在価値化してこういう話になっているのか。ここの説明は、もうワンフレーズ要るような気がしました。これは移行後の話です。だから、そもそも固定資産台帳における減価償却費と元利償還費の間の関係が何でこうなのというところから始まるので。

○山崎副市長

ここの違い、確かにこれは本当にわかりづらくて、説明が足らなくて申しわけないのですが、従来やり方は、起債の借入額を単純に上に示している計算方式でやっているだけです。ですから、個々の減価償却を出していません。先生ご承知のとおり、企業会計化されると、でき得る限り精緻な減価償却をしていくということですから、上の 0.9 というのは残存率が 10%、これは総務省の基準で機械的にやっているやり方です。ところが、通常の減価償却は、ご承知のとおり残存率 5%で、例えば短い機械は 5 年ぐらいから、長いものは 40 年とか、そういうふうに積み上げていくと減価償却が膨らんでしまうということで、この部分で大きくずれが出てくる。そういう理解をお願いしたいと思います。説明が非常にわかりづらい形になって申しわけないのですが、私の知る限り、そういう説明が正しいと思います。

○武藤会長

私も質問なのですが、公費と私費の比率は、公費は雨水分ですよ。そうすると、雨が多きときと少ないときとで違ってくるのかなと思うのですが、あくまで公費と私費の内訳は、下水道使用料の収入が 72.6 億円あるのと公費として 14.1 億円を払っているのと 1.6 億円分を出しているという、そこから来ているのですか。あくまで計算上の話なのですか。

○下水道総務課長

先ほど、原則のお話の中で、雨水は公費、汚水は私費というお話をしましたけれども、その中の汚水処理経費のところのお話を 4 ページでさせていただいてまして、雨水の分はここには入っていません。あくまでも汚水処理経費の中に、総務省が示している繰出基準の中に、汚水の分も公費で賄っていいですよという部分があるので、その部分の公費という意味合いでここに書いてあります。その基準となるのが、先ほど言った 150 円というところのラインです。

○武藤会長

あとは、こういう持ち出し分が出てきたのは、これは 28 年度ということですが、過去の経緯としてはどんな推移だったのかを、概略で結構ですので教えていただけますか。

○下水道総務課長

すみません、ちょっと確認させてください。

○武藤会長

下水道というのは、建設費との関係で、初期に取り組んだ自治体と遅かった自治体で建設費が大分違うので、20 m³で 3,000 円というのも、恐らく、総務省が何らかの考え方で打ち出しているのでしょうけれども、下水道料金というのは日本全体で見ると結構違いがあります。それから見ると、これが本当に正しい数字なのかどうかは、船橋市での計算はどうなっているのかということ、過去はどういう経緯で繰り出しをしてきたのか、というようなことが関係しているのではないかと思ったものですからお尋ねしたのですが。

○沼尾委員

どうして 3,000 円になったのか、説明したほうがいいですか。

○武藤会長

わかりますか。では教えてください。

○沼尾委員

2005 年の三位一体改革のときに、下水道の算定で汚水と雨水が、当時、雨水 7 割、汚水 3 割ということで、公費が 7 割入る形だったのですが、財務省のほうから、実態としては汚水が 7 割で雨水が 3 割という使用状況なわけだから、もっと料金部分を上げるべきではないかという指摘がありました。ただ、当時、3 : 7 が 7 : 3 だったからといって料金部分をいきなり増やせといわれても急に料金は上げられないので、どこまで料金徴収の実態があって、どこからは公費でサポートしつつ本来の汚水は利用料負担という考え方に近づけていくべきかということが検討されました。

当時の調査では、下水道の費用は人口密度と大きく関係があり、人口密度が高い大都市の場合には、大体、1 カ月 20 m³ 3,000 円集めると、97% ぐらいの水準をほぼ料金で達成できる。ただ、当然、それよりも人口密度が低くなればなるほど効率は悪くなり、3,000 円の料金だけでは賄えない。ただ、国では 90 年代に中山間地域のほうまで下水道整備を推進した経緯があるので、すべて料金で賄うのではなく、構造的に高額資本費となる地域については公費で負担するという考え方がありました。

とはいえ、さきほど佐藤先生がおっしゃっていましたが、本来は使用料で負担するべきだという考え方からすると、どこまで公費を入れるのかというのは相当やりとりがあったのですけれども、結局、そのときに、住民の負担可能額という議論と、他の公共料金、特に水道料金とのバランスということ考えたのと、実際に、それぞれの自治体で仮に 3,000 円という基準にすると何割ぐらいカバーできるのかというところで、一番人口密度の高い大都市でほぼ 100% を料金でカバーできるという考え方で、20 m³ 3,000 円ということが決まっています。ただ、あくまでもそれは当面の間の全国平均を基準とした考え方で、本来であれば使用料で負担するというのが大原則は大原則なわけだから、そこは追々見直しを図っていかなければいけないというのが当時の取りまとめではあったのですけれども、そうはいつでも、なかなか進まないというのが実情です。

○武藤会長

なるほど。ありがとうございました。

あと、自治体間比較の中で、政令市の中では比較的低いのですが、これも歴史的な経緯といいますか、繰出額を公費で出しているからこれだけ厚いのでしょうかけれども、これはいつごろからそういう方針をとってやってきたのか。近隣市との関係でいくと、100 m³を超えるとぐっと高くなっていくところ、そこだけが8ページのところでは特徴的なのですが、こういう傾向はずっと10年20年同じなのでしょうか。

○下水道総務課長

傾向は同じような傾向でございます。先ほどちょっとご説明しましたけれども、お水を使う量が少ないと比較的市民にとっては優しいような料金設定で、たくさん使いますとちょっと単価が高くなるというような傾向がございます。

先ほどご質問のあった基準外繰出の過去の推移のところ、今、調べができましたので、ご説明させていただきます。よろしいですか。

平成24年度から資料がございます。平成24年度の基準外の繰出が2.8億円、25年度3.2億円、26年度2.1億円、27年度2.1億円、28年度1.6億円でございます。

○武藤会長

じゃあ、ちょっと減ってきているということですか。

○下水道総務課長

そうですね。

○武藤会長

ご意見のほうはよろしいですか。

○大野委員

大体出終わったら、今の件ではないのですが知りたいことがあって、お聞きできればと思いますが、いいですか。

○武藤会長

どうぞ。

○大野委員

先日、報道で、夢の島の水質を調べたら大腸菌の数が大変多い。これではオリンピックの競技に使えないだろうという記事がありました。実際にいろいろ調べていると、晴れ的时候は大変低いそうです。この間は大雨が出て、それで大腸菌が1,000というような数値が出ているという、そのうちクリアするだろうという話のようですが、こういうふうにごんごん整備して行って、雨が降ったときに、そんなに大腸菌の数は変わるものなのですか。もしわかる人がいたら教えていただきたい。とすれば、雨が降っているときには競技はできないという話になりますよね。

○下水道部長

下水道部長です。今のお話は、合流区域の雨天時放流水の話になると思います。合流区域につきましては、晴天時の汚水は全て処理場に行きますけれども、大雨のときは全てを処理場に流すことができませんので、途中で川や海に吐き出すという仕組みになっております。昔、お台場でオイルボールが浮いて問題になった時代もありましたけれども、つまり、下水道管渠の中に張りついていたオイルが大雨のときに川や海に流れ出して、海を汚染しているのではないかということで、その後、国交省の指導もありまして、合流改善という手法をとっております。例えば、海に放流するときの希釈倍率、それまで3倍だったものを6倍まで処理場で流して、それ以上になったら海に流すとか、または、川や海の吐き口のところに、スクリーン、または汚物をなるべく処理場に流すような仕組み、上水だけを海や川に流すような仕組み、そういった対策をとるように、合流改善といった対策も船橋はとっております。ほかの市町村もほぼそういった合流改善は現在までに終わっているとは思いますが、船橋においては、その合流改善の対策は完了しております。

○大野委員

ありがとうございました。基本的にわからないので、こういう質問になるのですが、こういうことを教えてもらえると私たちも少しは理解できるかなと思います。よろしくお願いします。

○武藤会長

たくさんご意見をいただきましたが、基準外の繰り出しの解消は図っていかざるを得ないのかなというふうに思います。個人的には、20 m³ 3,000 円が合理的かどうかはわかりませんが、この基準外繰出の解消を図っていくということ。

それから、使用料が少ない家庭については負担を安く、多いところには高くという考え方は、ある意味で累進課税的なところがあって、考え方としては納得できる部分が多いかなと思うのですが、ただ、余りにも安いという側面もなくはないので、そこは定期的に見直していく必要があるのではないかと思います。そこら辺は他の委員の皆さんからは特に出なかったわけですが、先ほどのところでは、18 年以来値上げをしていないわけですから、もう 29 年ですから 10 年以上たつわけで、ここはやはり一気に上げないということと言うならば、少しずつ定期的な見直しをしていって、値上げが必要であるならば、その見直しの際に定期的にしていく必要があるのではないかと思います。

それから、そのほか下水道の建設費そのもの、維持管理費の効率化ということを考えていく余地があるのではないかとのご意見も重要かと思えます。

細かい点につきましては、また次回、要旨をつくっていただくことにして、来年度より企業会計へ移行するということですので、企業会計移行後の状況も踏まえながら、こうした点についてより多くの検討が重ねられていくべきではないかと思います。

では、1つ目の議題につきましてはここまでとしたいと思います。

5分間の休憩をとりたいと思います。

○事務局（政策企画課課長補佐）

それでは、ただいまより5分間の休憩とさせていただきます。

下水道部長及び下水道総務課長は、議会の関係がございまして、ここで退席をさせていただきます。それでは、5分後にまた再開ということで、よろしくお願いいたします。

(休憩)

再開 (15 時 18 分)

○武藤会長

では、続きまして、次の議題に移りたいと思います。

前回の会議で積み残しとなっていたテーマになりますが、まず、市の歳出状況について、それから人件費について説明をしてもらいたいと思っています。

行政改革に取り組む上で、歳出の状況についていろいろな視点から検討していくのが必要なのはもちろんですが、これまでの会議の中で出たお話の中で、人件費や物件費に含まれる賃金など、人にかかわる経費については固定的な経費となりやすいというご意見がございました。人件費については、事業があるところには働く人間が要するという視点から、その効率的な運用などを考えていく必要があると思います。

では、まず最初に、簡単に市の歳出の状況をご説明いただき、それから人件費についての説明を続けてお願いいたします。

○政策企画課長

政策企画課長でございます。インデックスの3番をご覧くださいと思います。1ページでございます。

自治体の予算の歳出ですけれども、いわゆる行政目的、例えば民生費ですとか、消防費ですとか、教育費ですとか、行政目的によって分ける分類を目的別と言います。一方で、お金の性質、例えば総務費の中にも、消防費の中にも、民生費の中にも、教育費の中にも人件費が含まれておりますので、そういうお金の使い道に着目したのを性質別という分類をします。一般的にはこの性質別が各自治体の間の比較ですとかいろんな指標分析のときに使われるというような考え方でございます。

それぞれの性質別の過去の推移ですけれども、第2回的时候に公債費と普通建設事業費を行いましたので、それ以外の主なものについてご説明したいと思います。2ページをご覧くださいと思います。

まず、一番右肩上がり伸びている部分、紫色のところでございますけれども、ここがいわゆる扶助費という社会保障経費でかかっている部分ということで、金額的にも相当右肩上がり上がっているところがございます。2番目、青のところやや右肩下がり、ここが人件費でございます。緩やかに下がっております。平成25年度ぐらいをボトムに緩やかに右肩上がりあるいは横ばいという状況になっております。続きまして、赤いところ、物件費でございます。ここは、施設の維持管理費ですとか、光熱水費ですとか、委託料ですとか、そういった経費でございます。こちらについては、いろいろ行政需要が増えてきているという経緯もあると思いますが、緩やかながら右肩上がりというように、特に大きいところの3つはそういう傾向がございます。

次の3ページでございますけれども、経費の構成比、会計に占める割合ということです。今一番比率が高いのが扶助費で、約4分の1強を占めるようになってまいりました。一方で、人件費については相対的な構成比の下がりということで、金額的には横ばいだったと思いますけれども、若干下がり気味にある。物件費については横ばいにある。このようなここ十数年の歳出の傾向にあるということ

でございます。

以上です。

○職員課長

職員課長です。続きまして、人件費の現状についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

まず、1ページ目で、議論の参考としまして、行革において人件費に対するアプローチということでご覧にしてみました。人件費ということで、給与ですとか報酬という部分がございます。それのもとになりますのが、職員数ですとか職員配置、あるいは組織体制というものもかかわってくるかと思えます。職員、人ということですので、お金の面だけではなくて人材育成という面もかかわってくるかと思えます。

2ページ目をご覧いただきたいと思えます。平成19年から20年にかけて、船橋市は、ラスパイレース指数といいまして、国の給料と自治体の給料とを比較する基準がありますが、経験年数別、学歴別に職員の給料を分析したものでございます。全国1位となったこともございますけれども、資料編にあるような給与の適正化を進めてきました結果、平成28年は100.2ということで、国が100ですので、ほぼ国並みに給料が落ちてまいりました。

3ページのところで千葉県内の表をつくってございますけれども、千葉県内でも54市町村中32位、半分以下という給料の月額になっております。

4ページで、人件費の概況をグラフにしております。平成28年で、人件費、それから物件費の中の臨時職員の賃金を足したものでおよそ380億円となっております。そのうち325億円が常勤職員の人件費ということになります。後ほど最後のページで触れますけれども、非常勤職員につきまして、制度改正がございまして、平成32年度から期末手当の支給等が考えられますので、若干人件費が増える要因となるという見通しを持っております。

5ページをご覧ください。今度は職員数の推移でございます。船橋市は、平成7年に5,000人強という今までで一番多い職員数を持っていましたが、それ以来、国全体で適正化ということも進んできて、平成22年、23年ごろまで職員数を減らしてまいりました。平成7年から平成22年までの間で800人ほど職員数を減らしたところでございます。特に、平成17年から22年にかけて定員適正化計画を行って、5年間で349人職員数を減らしたところでございます。近年、予算も増え、高齢化ですとか待機児童対策等ございまして業務量が増えているということで、若干職員数が増えているという状況でございます。

6ページで、常勤職員、非常勤職員、臨時職員別の近年の職員数の状況を示してございます。平成23年から29年までの間で500人常勤職員が増加しておりますけれども、そのうち、独立採算的な運営である病院局が200人増加しておりますので、それを除きますと300人程度増えているという状況がございます。それから、緑の部分で非常勤職員が近年増えてきているという状況がご覧いただけるかと思えます。

駆け足で申しわけありませんが、7ページをご覧いただければと思えます。職員の年齢構成が、高度成長期に採用しました職員の退職等に伴いまして急速に若返りをしております。平均在課年数は4月1日現在という数字で約2.5年ですので、3月末ではかりますと、それでも3.5年ということになります。以前よりは異動の Spann も早くなっているという状況があるかと思えます。

8ページからは、中核市の中での船橋市の特徴ということで示しております。まず、8ページの上の図は、教育部門、消防部門を除きました一般行政部門で比較しておりますが、中核市のうちの35

位ということで、非常に職員数が少ない状況でございます。逆に、8ページの下の図で福祉施設について見ますと、48市中5番目に多いということで、直営の福祉施設の職員が多い状況であるということが言えるかと思えます。

9ページにつきましては、それぞれの部門ごとの職員数の特徴を示したものでございます。この中で、先ほどの福祉施設を含めまして福祉関係で中核市の中で多いほうから5番目、それから、先ほどの一般行政職から福祉関係を除きますと48市中の中核市のうちの47位ということで、通常の事務職員はさらに少ない状況であるということになるかと思えます。

10ページが、臨時・非常勤職員の職員に占める割合を示したもので、これは他市の調査ですから、市の名前が入っていませんけれども、回答のあった中核市33市で比べたものでございまして、船橋市は臨時・非常勤職員が占める割合が33市中3位ということで、非常に多い状況になっております。

11ページのほうで、臨時・非常勤職員がどういうところに配置されているかということを示しております。本庁が一番多いのですけれども、その次が、放課後ルーム、保育園、放課後子供教室、公民館といった施設関係が、やはり臨時・非常勤職員につきましても多いことがご覧いただけるかと思えます。

それから、ちょっと話題は変わりますけれども、このところ、電通の事件等もございまして、働き方改革ということで、職員への過度な負担を減らすということで、時間外勤務の適正化を船橋市でも進めております。予算の増加ですとか業務量の増加に従いまして、平成19年、20年ころ以降、年々時間外勤務が12ページの表でご覧のように増えていたところですが、昨年度、平成28年度の夏ごろから、時間外勤務の縮減に取り組みしました結果、28年度は若干減ったところでございます。29年度につきましても、引き続き10月まで、前年度と比べますと時間外勤務が減っているという状況でございます。

13ページのところで、どういう部署で時間外勤務が多いのかということのを多い順に並べたものでございまして、例えば一時的な開館準備などの業務集中であるとか、あるいは時期的な繁忙がどうしても出てしまう職場、あるいはイベントを行う職場ですとか、あとは管理部門が全般的に時間外勤務が多いという状況がございまして。

14ページは、やはり他市の調査ですので、市の名前は入っていませんが、中核市の中での時間外勤務の多い少ないを並べた表でございまして。船橋市は、45市の中で15番目に時間外勤務が多い状況であるということで、引き続き、今後も時間外勤務の縮減に取り組んでまいりたいと思っております。

資料編につきましては、16ページ以降、これまでの給与の適正化の経緯、また、時間外勤務縮減に向けた取り組みについてなどを掲載してございます。

最後に、20ページをご覧ください。ご承知のとおり、地方公務員法が平成32年度に改正されます。これの中で非常勤職員、臨時職員の制度が大幅に変わります。主として「会計年度任用職員」というものに移行してまいります。現在、国のほうでこれに向けたマニュアルを示しておりますけれども、その中では、今まで認められていなかった非常勤職員の期末手当の支給あるいは実質的な昇給なども示されてございまして、先ほども申しましたように、人件費が若干上がる要因と考えております。また、任期付きの職員制度につきまして船橋市は一部導入しておりますけれども、これの拡充も今後検討してまいります。

ご説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○武藤会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明についてのご意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員からどうぞ。

○佐藤委員

特に人件費関係で大きく3点特徴があると思っています。7ページで見ると、この間も話題になりましたけれども、ローテーションが早いということで、2年間ちょっと、3年弱ですか、本来、常勤職員に期待されるのはある程度の専門性なので、果たしてこれで大丈夫ですかというのが問われてきます。

また、船橋市は全部やっているのが直営なんですね。だから8ページで出ているように福祉施設の職員数が多い。常勤がつけばそれに伴って非常勤もくっついてくるので、常勤、非常勤の配置が手厚いというのは、恐らく保育園とかを含めて直営でやってきたからだと思います。今日いただいた資料に関連すると、公共施設等については指定管理者が少ないですね。このあたりどうするのかということは考えないといけないかなという気はします。

常勤でやるというのは一つのアイデアかもしれませんが、人件費がかかりますし、柔軟な運営も難しくします。かつ、待機児童対策だ、放課後学級だというたびに、施設を拡充するとあわせて人まで増やさなければいけなくなりますので、物と人が一緒に増えていくという構造は、当然財政的には負担になっていきます。普通は、公設はやるとしても民営でやる。人は民間委託事業して管理者が雇うとか。人と物を余り一体化させると、あるいは逆に民設公営でもいいのかもしれないですけれども、公営施設絡みと直営というのは将来的に見るとかなりの負担になるのではないかという気がします。

そうやって一生懸命人を増やしてきた割には残業が減らないのは、単純に業務が減っていないということですので、人を減らせ減らせという以上に、これからどうやって業務を適正化していくかということで、時間外勤務を解消していくというか、ゼロにはなりませんけれども、少なくとも縮減していくという方向。それで、やらなければいけないのは業務改革であり、業務改革の一環として、直営でやっているこの実態は本当にこれでいいのかということも含めて考えていかなければいけないのかなと思いました。

○武藤会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。谷本委員。

○谷本副会長

意見というか質問ですけれども、正規の方の話は一旦置いて、非常勤の数のところで確認したいのですが、先ほど正規職員の方の数が、6ページでしたか、職員数の増加に当たって、病院局以外で300人ということなので、病院局が200人増えているということですが、11ページにある臨時・非常勤職員が多い施設で、医療センターが1カ所しかないのですが、非常勤一般職が204人もいらっしゃるという数字があります。これも病院局の中という理解、別組織という理解でよろしいのですか。

○職員課長

職員課長です。医療センターと病院局は同じものでございます。言い方が違いまして、わかりにくくて申しわけありません。同じと考えていただければと思います。

○谷本副会長

福祉部門の職員は、直営が多いから多いということはグラフでわかるのですが、具体的にどこが多いのかということを見ていくときに、今の 11 ページにある施設の中で、例えば放課後ルームとか放課後子供教室とか、非常勤一般職の方が多いところも福祉施設という扱いになるという理解ですか。教育施設ですか。

○職員課長

放課後ルームに関しては福祉施設に入りますけれども、船橋市は、児童ホームの園長が放課後ルームの園長も兼ねているという運営形態をとっておりまして、残りは非常勤職員と臨時的任用職員で運用しております。ですので、常勤職員の福祉施設が多いというデータの中には放課後ルームは入ってこない。どういうところが多いかと申しますと、常勤職員の場合は、保育園ですとか、障害児の福祉施設ですとか、その他福祉関係の施設がございますので、そういったところに常勤の職員を配置しているということで多くなっている状況がございます。

○谷本副会長

そうすると、保育園は、常勤職員はもちろん多いのですが、臨時的任用も非常に多いですね。この意味というのは、朝・晩、いわゆる時間外の人たちが多いという理解でよろしいですか。

○職員課長

ちょっとご説明がわかりにくくなってしまうかもしれませんが、保育園は、正職員をサポートする保育士を非常勤ではなくて臨時的任用という制度で運用しております。その関係で臨時職員の数が保育所は多いということになっております。

○谷本副会長

ありがとうございます。細かいところから入ったのですが、実は資料が非常にわかりづらいということをおし上げたかったのです。もちろん全体として、一般行政部門の職員は少ないですよ、福祉部門の職員が多いですよ、非常勤の職員の分はこれから任期付きで期末手当等も出さなければいけないから人件費は上がってきますよと、全体の説明はいいのですが、具体的にこれを改革していきましようという話になったときに、どこから手をつけるべきなのかという資料としてはすごくわかりにくくて不十分。

福祉施設というふうに一般的に言ったときに、一定程度、行政や財政とかかわりのあるメンバーは、どこが福祉施設に相当して、どこが教育施設なのか、何となくさじ加減でわかるところはありますが、一般の市民の方向けにはこの施設ということをちゃんと説明していかないと、そこはすごくわかりづらくて、福祉施設の職員数が多いから、そこを削減して行って指定管理にしていくという話になかなか説明しづらいのではないかとこののをまず感想として持ちました。

その上で、採用の関係でお伺いしておきたいのですが、今回、全然資料になかったのを確認しておきたいのですが、今、すごく若い層の職員の方が多いですね。船橋市さんは中途採用の職員の

方はどのくらいとっていらっしゃいますか。いわゆる経験職採用という、採用試験枠というのがありますか。

○職員課長

経験者採用につきましては、具体的には、土木職ですとか建築職ですとか保健師ですとか、そういった職種について行っておりまして、あとは、採用試験の受験年齢をある程度幅を持たせた形で民間の経験者も採用できるような形をとっております。

○谷本副会長

では、一緒に試験で登用しているということですね。

○職員課長

一般行政職、事務職などは同じ試験になります。

○谷本副会長

実際の採用試験の科目等を見ていないのでわからないのですが、それは、いわゆる筆記試験中心型ですか、そうではなくて面接人物重視型ですか。

○職員課長

事務職の場合は、2種類試験を用意しておりまして、民間に似たようなタイプといわゆる公務員試験のタイプと用意しております。

○谷本副会長

何が言いたかったかという、そういう意味で、経験をされている方たちの採用というのをこれからどんどん増やしていく必要があるのではないかと。今、ちょうど、これから公務員試験を受けたい、自治体職員になりたいという学生たちのゼミを持たせてもらっているんで、彼らと話していても非常に感じる部分ですが、全く社会経験のない人間がこうした公務員の世界に入ると、その入った社会が全部社会になってしまうんですね。これからいろいろお仕事を民間に出していく。それから、非常勤だとかアルバイト、臨時的任用という人たちを雇用してマネジメントしていく。今までのように職員の方たちが事務処理をしていくという仕事よりも、むしろマネジメントしていくようなお仕事のほうが増えていく中で、社会的経験が全くない方たちを大量に採用しても、正直申し上げて役に立たないと言ったほうがはっきり言っているかと思います。

つまり、そのトレーニングってOJTにかかってくるんですよ。オン・ザ・ジョブ・トレーニング。従来は大量採用してましたから、当然、大量採用された若い職員を、大勢の職員がいればちゃんと職場でトレーニングする余裕があったはずなんです。ただ、現在こうやって人を減らしてきて、実際、現場で皆さん目の前のお仕事をこなすのが精いっぱいになられて、若い職員をそこでトレーニングするというのが現実として無理になってきている。

そうすると、大変申しわけない言い方になりますけれども、民間である程度採用されてトレーニングされた人材を雇用していったほうが、はるかに行政にとっては使いやすい人材が多くとれるということもありますし、今、特に20代、30代の方が5割というような状況でこれから先運用されてい

くということになりますと、そういった意味で、上に立てる方たちの層というのも、これまで行政経験しかない方たちばかりが上に立っていくところでは、なかなか社会の今の動きについていけない部分というのも非常に多いかと思えます。ちょっと厳しい言い方になってしまいますけれども、そういったところも視野に入れつつ、人材育成計画を立てながら、採用のほうも考えていくことをご判断されてはいかがかなと。出されてきた資料を見た限りで申し上げて大変恐縮ですが、その辺もご配慮いただいたほうがよろしいのではないかと思ひまして、申し上げておきます。

○武藤会長

はい、どうぞ。

○佐藤委員

今、11 ページのところの議論が出てきたので、まず確認ですが、放課後ルーム、放課後子供教室、小学校、これは全部 54 ということなので、各小学校に放課後ルームと放課後子供教室があると思っっているのですか。

○職員課長

おっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員

これは典型的縦割り行政の世界ですが、放課後ルームは、放課後学級だから多分文科省のやつですね。放課後子供教室が学童保育でしたっけ。

○職員課長

放課後ルームが、いわゆる放課後児童クラブ、厚生労働省のものです。放課後子供教室が文科省です。

○佐藤委員

ということは、全ての学校に文科省と厚労省のプログラムが平行に走っているということですよ、簡単に言えば。しかも直営でやっているんですね。これは指定管理でやっているわけじゃないですよ。

○職員課長

直営です。

○佐藤委員

とすると、これはかなりの負担ですよ。一体的に経営しているならいいけれども、放課後ルームが学童保育で 525 人、遅くまで面倒を見なければいけないからこの人数で、放課後子供教室は放課後学級みたいなものですから、半分ぐらいで済んでいるということですが、その 2 つを合わせただけでも 800 人近い人を雇うということになっていきますから、これは大丈夫かと言うと変な言い方ですが、見直す余地はあると思ひます。どこの自治体でも今この 2 つが仲よく並立するというのはよくある現

象ではありますが、これが逆にコストも高めますし、何ととっても人手を両方でとっているわけですから、やはり重複は避ける方向で考えていったほうがいいのかと思います。

○日吉委員

よろしいですか。

○武藤会長

はい、どうぞ。

○日吉委員

日吉でございます。今日いただいた別紙にも指定管理者の導入数が出ておりまして、これは施設数も違うので単純に比較できないと思いますが、私も、これまでのいろいろな経験上、自治体さんによって導入に積極的なところと消極的なところが二極化しているのかなと思っています。多分、船橋市さんは後者のほうで、指定管理者もしくはアウトソーシングの導入に積極的でないといったカルチャーをお持ちなのかと思いますが、この辺が何でなのかというところをお聞きできればと思います。必ずしも指定管理者制度がベストだと私も思っていませんし、もう少し多様な民間の使い方をすべしと思っていますが、少なくとも、かなり以前から制度としてある指定管理者を使ってこなかったという経緯について、何かあれば教えていただければと思います。

○職員課長

はっきりとこれに限ってしか指定管理を入れないよということを決めてこうなったということでは必ずしもないと思いますが、指定管理者化できる施設から始めてきて、現在の状況になっているかと思っています。

○山崎副市長

副市長でございますが、よろしいでしょうか。

○武藤会長

はい。

○山崎副市長

多分、非常にわかりづらくなっていて、先ほど佐藤先生も日吉先生もおっしゃっていた、経費が指定管理になったほうが出るのではないかという幻想が出ていますが、船橋市の場合には、先ほど職員課長が説明したとおり、かなりの部分を臨時・非常勤にシフトした経緯があります。そうすると、経済的メリットから言うと、臨時・非常勤のほうが労務管理の経費はかかりますけれども、基本的に安くなるというところがあります。経費比較をすると、通常ですと、正規職員を大量に抱えて民間委託すれば、そこでお金が例えば3割、4割は平気で出てくるのですが、臨時・非常勤ですから、1,000円ちょっとぐらいの人で回しているから、ここに、外注したときの通常出てくるような一般的なところで出てくるものが出てこない、というのがまた話を複雑化させてしまうというふうに僕は考えているのですが、総務部はその辺言っていないけれども、どうなんですか。

○総務部長

総務部長でございます。今、私どもが本来言うべきことを山崎副市長におっしゃっていただいたのですが、そのとおりでして、例えば福祉部門につきましても、個々具体的に検討はしております。そうしますと、山崎副市長が申しましたけれども、経費比較でいきますと、直営でやったほうが現実安いという実態もございます。これは部門にもよると思いますが、またやり方もあるかもしれませんが、現状そういったところで、私どもも非常にこれは問題だとは思いますが、ただ、単純に切りかえるだけでは決して費用的には安くならないという現実がありまして、こういった形になっています。したがって、日吉委員のご質問にお答えをいたしますと、私どもとして、消極的な文化ではないと。ただ、こういった形で直営でやってきたところを切りかえようとする、経費的に必ずしも見合うものではないので、現状となってしまっているというところでございます。

○日吉委員

確かに臨時職員の方をたくさん使って運営されるほうが、アウトソースするよりもコストが安いというのは事実だと思います。私もふだんやっている仕事でも、PPPの導入で比較するとコストは直営でやられたほうが安いケースが実は結構ありまして、それは理解をしています。

そのときに、現場の正規職員の方の管理コストの問題であるとか、市民の方へのサービスの質が本当にそこでしっかりと保たれるのか。あとは、ちょっと違う視点になるかもしれませんが、臨時職員の方等の雇用は、地域の方の雇用が中心になると思いますが、そういう意味では、安く雇用できるということは、それなりにそういった方を低廉な賃金で活用せざるを得ないという形になりますと、当然、地域経済の面でもマイナスの面があるかと思しますので、アウトソーシングを進めることは、コストを考えるとということでは確かにあるかもしれませんが、コストとサービスの質をどうやって両立させるかということが非常に大事な視点だと思っております。まさにPFI、VFMという言葉を使っていますが、コストダウンではなくてコストパフォーマンスをどう見るかという指標で通常見るわけですが、公共サービスについては、ですので、今の提供のあり方が特に問題ないということであればいいのかもしれませんが、やはりサービスの質を保ちつつ、どういう形で効率化していくのかということについては、アウトソーシングを含めてもう少し幅広く検討するべきではないかなと思います。

○武藤会長

本木委員、どうぞ。

○本木委員

本木です。私ども市民の声を目で見たとときに、このグラフ等を見ていると、努力はしているんだなというような気がいたします。例えば4ページで、常勤職員は23年度から28年度の間に4%ぐらい減らしている。ところが、5ページで、常勤職員の人件費は4%減らしているけれども、常勤職員の数は107%ぐらい、260人ぐらい増えている。人件費は減っているけれども、常勤職員の数は増えている。この間をどういうふうに埋めているのだろうかというふうに見ますと、7ページのところで年代別の比率を見ると、ここでも、あ、そうか、そういうふうなことなのかということが理解できます。この表の中で一番目立つのが、9ページの1万人当たりの常勤職員の数です。船橋市の場合、一般職

員の部分というと、1万人当たり60.7人のうち16.5人ですから、一般職員の占めるのが27%です。ところが福祉関係の部門では25.5人で42%です。福祉関係の部門で42%を占めているところはほかにはありません。八王子が41%ありますが、八王子の場合は消防がないので比較は保留しましたが、やはり福祉部門というのは非常に高いのだなと。

今、ここで私どもが市民として考えなければならないのは、どうしてもこれは市の職員が責任を持っていかなければならないという部分が行政としての責任にはあると思います。例えば保育部門なんかでは、今、障害のある子どもたちの入園は一般の保育園ではなかなか難しい面がある。そういう子どもたちは市が運営する園に入園することになる。そうすると、やはりその辺については市のほうでそれなりの対応をしないとやっていけない。つまり、行政が責任を持っていかなければならない部分というのはあるはずだと。

それから、この福祉部門で、災害要援護者支援を私どもも行政と一緒にいつも取り組んでいます。近隣7市住民自治組織代表者会議というのをやりますが、近隣7市とは議論にならないぐらい船橋は進んでいます。そういうときに、やはり職員の数というのはそういう部分で出てくるのかなという気もいたします。

60.7人のうちの42%を占める25.5人というのは、他市と比べると非常に多くを占めてはいるけれども、これは、船橋でやっている、先ほどコストとサービスの質というお話がありましたが、この辺を考慮した上で最終的には判断していかなければいけないのではないかという気がします。ただ、この福祉関係部門がどういうところでこういうふうになくなってきているのかというのは、ここまでの表ではわからないと思いますので、これ以上は意見を申し上げかねるけれども、この表を見せていただいた限りではそんな感じがいたしました。

○武藤会長

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

もちろん、指定管理者が必ずしも安くなるわけではないので。ただ、東京都なんかはあれだけでかいものですから、管理団体とかで全部丸抱えできて、むしろ商売で他県からとりにいけるのではないかぐらいの規模なんです。ですから、戦略として直営は確かにはないわけではないのですが、ただ、今のご意見の続きになりますが、業務の中身をちゃんと見たほうがいいのかという気がします。この間、船橋市さんからも担当の方が来られていたと思いますが、町田市でやっている業務改革で大きな問題になったのが、どこまでを嘱託や非常勤でやらせているか。実はかなりを正規職員が丸抱えしているのではないかという議論だったんです。介護とか福祉とかを見てみると、近隣の自治体に比べて意外と嘱託にやらせていない業務がある。

これは何を言いたいかというと、船橋市さんを含めて、どこの自治体も非常勤とか嘱託を雇っている割には正規職員の残業が減らないんです。何でだろうと考えたときに、実は業務分担のところの問題があって、人を雇っても雇っても正規職員の仕事が増えてきますので、結果的には正規職員の負担減にならないという問題があって、これは直営だからこそその問題。あそこも当たり前ながら窓口業務は全部直営なので、直営ならではの難点は何かといえば、正規職員と非常勤、非常勤は時給は確かに安いです。だけど、彼らとの業務分担のところ果たして正規職員の負担を軽減する方向になっているのかどうか。ここは残業時間が多いので、恐らく人を雇えど雇えど正規職員の仕事を減らすことに

なっていない。今のところ、暫定的にはそういう結論になると思います。

何で指定管理者がいいかとか、アウトソーシングがいいかという、それも含めて外部に全部やらせてしまうからです。正規職員の場合は、仕事としては契約したりモニタリング業務が残りますけれども、ただ、基本的には施設の管理丸ごと民間にやらせることになりますので、ある意味、何が最大のメリットかという、実を言うと正規職員の負担減ということになるわけです。これは結局、残業代を減らすことになりまして、その部分も含めてアウトソーシングのメリットと考えないと、学生だろうが何だろうがアルバイトを雇ったほうが時給は安いのでとえば、それはそのとおりですけれども、一つは、船橋市として、直営でやるか、指定管理者を含めたアウトソーシングでやるかということについては、どれぐらいの戦略性を持って考えているのかという問題と、東京都みたいに戦略的に直営というふうを選ぶ手もあります。

もう一つは、正規職員の業務との関係をちゃんと見ないと、このあたりの議論はしにくいと思います。その辺を洗い出したほうがいいのかなと。時間外勤務が多いという実態を見ると、今のような仮説になってしまうということです。

○武藤会長

ありがとうございました。

いかがですか。

○沼尾委員

1点質問です。先ほどから出ていますが、福祉関係のところの職員数が多いというのは、これほどいう構造でこうなっているのかをご説明いただきたいのですが。

○職員課長

職員課長です。まず、例えば例として保育所について申しますと、船橋には保育所が27園ございます。一般的な市と比べると公立の保育園の数が多いと思います。同じように、身体障害者のための通所施設なども船橋市で直営で持っておりまして、他の市には余り例がないということがございます。こういったことで直営の福祉施設の職員が非常勤職員も含めて船橋市は比較すると多い状況になっております。

○沼尾委員

地域包括支援センターも直営でやっぴらっしゃるのですか。

○職員課長

そうです。地域包括支援センターは5カ所直営で持っております。ちょっと箇所数はわかりませんが、民間でやっている部分もございます。

○沼尾委員

皆様のほうがお詳しいと思いますが、保育所の場合は、民営であれば別途補助金が入ってくるということもありますし、地域包括支援センターについても、直営でやる方法もあれば委託をする方法もあると思います。先ほどの佐藤委員のご発言ともかかわるのですが、直営は直営でやることで、全体

のサービスの質とか、住民にどういうニーズがあるのかということも含めてトータルに把握できるのか、他の関連する施策と庁内で連携したり情報を共有して、範囲の効率性が図られるというメリットもあると思います。片や、民間にある程度お願いして、情報共有しながらサービス給付を行うことで、民間の専門的なノウハウを生かせる部分もある。そのあたりのそれぞれのよさがあると思います。

恐らく地域包括支援センターの場合でも保育所の場合にしても、それぞれの役割ですとか、どこに立地しているかという問題もあると思うので、ぜひその中身をもう少し検証されて、これまでの雇用の実態だとか、既に採用されている専門職の方の配置の問題も含めて考えるとともに、そもそも住民に対して、よりよいサービス、あるいはよりニーズにかなったサービスを、より少ない費用で提供するための供給のあり方として、どういう役割分担にしていくのがいいのかということ、丁寧にそれぞれの分野ごとに検証することが大切だと思います。

○武藤会長

大野委員はよろしいですか。

○大野委員

皆さんの意見を聞きながらしみじみ思っているのですが、今までの船橋というのは、職員が年齢が若くて、そして非常勤職員を雇って、これで人件費が低かったと。実際にはこういうことですよ。だけど、これからどうなるか、そして何をやるのか、職員の構成がどうなるのか、どれだけ上がっていくのか。また、仕事の関係で全部そういう人たちを非常勤で充てることができるのか。これは、私は今いろんなことを見ているんですが、非常勤だけでは回転できないところがこれからどんどん出てきそうな気がします。ここにはこういう人がいないとできないということもこれから出てくる可能性がある。そうなった場合に改めてもう一回チェックし直さないと、人数がこれでいいのかとか、この施設はこれでいいのかとか、この施設は本当は委託に出したほうがいいのかとか、それを見直していく必要があるだろう。副市長さんが言われたようなことがあったので、内部でやっていたらうまく回転していたと。低い年齢層と非常勤で回転してうまくいったということのようですが、もうそろそろそれができなくなってくるかなと。

それから、なおかつ、法規が変わってきた段階で、同一労働同一賃金等々出てくる中で、単純には今までの形は引き継げないだろう。少し見通しを持たないとこれはできないだろうと思っているのです。そういう意味では、委員の皆さんはやはり先に進んでいるんだな、意見がすごいなと思いつつながら、私はそこまでしかわからないので。ただ、そこをやらないと、これから市の全体を回転させるという意味ではおくれをとっていくだろうというふうに感じます。

○武藤会長

どうもありがとうございます。

まだありますか。

○谷本副会長

さっき全体的な話をしましたが、時間外勤務時間数のところで、13 ページにトップ 20 のグラフが載っています。今まで、指定管理とか非常勤の活用とか、外に出すことで職員の超過勤務を減らせるのではないかみたいな話もありましたが、ここを拝見していると、西図書館というのはもしかして

開設準備で長いのですか。療育支援課というのは保育施設等々の管理ですか。

○職員課長

職員課長です。西図書館は、おっしゃるとおり開設準備です。建てかえて、しかも今まで中央図書館が中心になって運営していたものを、西図書館が中心になるように変えまして、しかも指定管理化を西図書館以外の3図書館で行いました。その関係で、過渡期でもあって非常に時間外勤務が多くなったということがございます。それから、療育支援課につきましては、いわゆる発達支援が必要なお子さんとか障害児のお子さんを担当する部署でございまして、直営の、例えばマザーズホームですとか発達相談センターですとか、そういったものも所管しております。

○谷本副会長

ありがとうございます。そこは理由があるのだろうなと思ったのですが、3番目に多かったのが秘書課、次は広報課です。学務課というのは学務を一通りやっていらっしゃるので恐らく忙しいのですが、次は財政課。観光とかはお忙しいのはわかりますが、情報システム課とか戸籍住民課ということで、ある程度日常業務をおやりになっていて、特に内部業務をやっていらっしゃる場所の残業時間が長いというのは、これは構造的な問題もあるでしょうし、仕事のやり方もあるでしょうし、さまざま時間外勤務の見直しの仕方というのはセクションによって対応の仕方は異なってくると思います。全体として確かにアウトソーシングすれば職員の勤務時間数が減っていくというものもあるかもしれませんが、個別の業務においては、そもそも人が足りないのか、仕事のやり方が悪いのかというところで、見直しをしていく必要のある部門もあると思います。その辺、丁寧に対策を講じていかれたほうがよろしいかと思いましたので、最後に、すみません、延びてしまったのですが、申し上げます。

○武藤会長

ありがとうございます。ちょっと時間が過ぎてしまいまして申しわけありません。

これまでの議論をここで整理することは大変難しいですが、一般論として言うならば、職員は他市に比べて少ない。その分を臨時・非常勤の活用で補ってきたことは事実として指摘できると思います。

そういう中で、専門性をどういうふうに維持していくか。専門性を維持する場合でも、外部の人材をどういうふうに活用するのかという問題ですね。中途採用をもっとしっかりやれというご意見もございましたが、市の中で養成できる専門性と、人材養成のコストを考えていくと外部に依存したほうがいい業務等があって、恐らく今でもシステム関係はほとんど民間委託されているだろうと思います。それは、簡単に言うと、職員がどちらかというと法務知識が求められる中で、システムの知識をそこで新たに勉強していくのは大変だから、これはお願いしたほうがいいと、そういう活用の仕方かなと思います。

ということになると、これまでは比較的財政がよかったために、先ほどの直営がいいのかアウトソーシングがいいのかという議論もありましたけれども、比較的細かい分析をせずに大きな流れに乗ってきたところがあるかなと思います。一つ一つの業務をしっかりと定員管理を考えながら、外部に依存するのか、それとも内部で養成するのか、そういう定員管理の中身の問題が重要になってくるのかなと思います。

今後も、さらに指定管理者のことについても、現在は比較的少ないわけですが、指定管理者を入れ

たほうが本当に市民の利便性が高まるのかどうか。スポーツ施設なんかは指定管理者になってお客さんが増えたようなところが結構ありますし、よいところ、悪いところ、両方あると思いますから、しっかりと分析していく必要があるかと思えます。

時間を過ぎてしまいましたが、本日の会議はこれで終了したいと思います。

次回、12月の会議ですが、当初予定しておりましたとおり、これまでの会議の中から幾つかの議題を平成30年度予算編成に対する中間意見報告としてまとめたいと考えております。

また、今回の人件費の話の中で、効率的に仕事を行うには事業の見直しやアウトソーシングの推進も検討に値するわけではありますが、今回は、歳出の議論の2回目として、アウトソーシングを中心に広く議論してみたいと考えておりますが、いかがでしょうか。（異議なし）

では、次回の会議のテーマはそのようにしたいと思います。詳細についてはまた事務局と詰めていきたいと考えております。

それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

○事務局（政策企画課課長補佐）

本日も長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

次回、第5回目の会議でございますが、12月25日（月）、午後2時から、場所は今回と同じこちらの9階第1会議室を予定しております。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、スケジュールの調整にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

また、毎回お願いになりますが、今回の会議の会議録につきましても、原稿ができ次第ご連絡させていただきますので、内容のご確認についてご協力をお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○武藤会長

今回はクリスマスの日でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会（16時20分）